○赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領

平成２２年６月１０日

告示第５５号

（趣旨）

第１条　この要領は、赤磐市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　電子入札システム　赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成２３年赤磐市告示第８４号）に規定する電子入札システムをいう。

（２）　電子入札　電子入札システムを使用して行う入札をいう。

（３）　紙入札　電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。

（４）　くじ番号　電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する３桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじにより決定した１桁の数字をいう。

（５）　到着ミリ秒　電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。

（６）　決定くじ番号　電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が４桁となった場合は、下３桁の値を採用する。

（対象工事）

第３条　この要領により最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと市長が認める工事を除く。

（最低制限価格基準率の算定方法）

第４条　第４条　最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第３位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が０．９を超える場合にあっては０．９とし、０．７５に満たない場合にあっては０．７５とする。

（直接工事費×０．９７＋共通仮設費×０．９＋現場管理費×０．９＋一般管理費×０．５５）÷工事価格

２　前項の基準率に拠ることが適当でないと認める場合については、前項の規定にかかわらず、０．７５とすることができる。

３　解体工事については、前各項の規定にかかわらず、０．７とすることができる。

（最低制限価格の算定方法）

第５条　最低制限価格は、次の計算式により算定した額（１，０００円未満切り捨て）とする。

予定価格×（基準率－（０．００２X＋０．０００２Y））

２　紙入札の場合、入札執行者は、入札者が入札書を指定の場所に提出後開札前（郵便による入札の場合は開札直前とする。）において、くじ番号により前項の計算式に用いる０から９までの１単位の変数X及びYを決定するものとする。

３　電子入札の場合、入札者は入札時に３桁のくじ番号を入力するものとし、入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入するものとする。

４　開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前３項の規定により算定した額以上の入札の数が１以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該算定額を下回った場合は、第１項の規定に基づき、X及びYに９を代入して得た額を最低制限価格として決定するものとする。

５　入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前項の規定により決定した最低制限価格を、入札者（電子入札及び郵便入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとし、赤磐市建設工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要綱（平成２２年赤磐市告示第７６号）により公表する。

（最低制限価格の計算式等の公表）

第６条　前条の計算式は、入札室に常時掲示しておくものとする。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年７月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２２年１０月１日告示第６８号）

この告示は、平成２２年１０月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２２年１１月１日告示第７４号）

この告示は、平成２２年１２月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２３年４月２８日告示第４０号）

この告示は、平成２３年７月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２４年５月７日告示第４６号）

この告示は、平成２４年７月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２４年９月５日告示第８９号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、施行の日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２４年１１月７日告示第１０１号）

この告示は、平成２５年１月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２５年１月７日告示第１号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、施行の日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２５年５月７日告示第５８号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、平成２５年１月７日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２７年３月２日告示第１３号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附　則（平成２９年５月２５日告示第７９号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２９年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前に公告又は指名通知された建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年５月２９日告示第５９号）

この告示は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１８日告示第２４号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降に公告又は指名通知を行ったものについて適用し、施行日前に公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。